

研究成果に対する著作者人格権の放棄・不行使条項の効力

鶴巻町法律事務所 弁護士 桑野 雄一郎

第1 はじめに

著作物について著作者が原始取得する権利には狭義の著作権(以下「著作権」という。)と著作者人格権があり(著作権法17条1項)、前者は財産権であり、権利の存続期間は原則として著作者の死後70年であることから(51条2項)、相続の対象となり、またその全部又は一部を譲渡することも可能である(61条1項)。これに対して後者は人格権として著作者の一身に専属し、譲渡することができない権利(一身専属権)とされている(59条)。著作者が死亡した場合には、著作物の公衆への提供・提示に際し、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないとされ(60条)、これに違反する行為をした者に対して著作者の法定相続人(配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹)が、差止請求や名誉回復措置の請求ができるとはされているもの(116条1項)、著作者人格権そのものは著作者の死亡により消滅するものであり、「被相続人の一身に専属したものと」として相続の対象外となる(民法896条ただし書き)。

著作権を譲渡する場合、特掲していない場合には譲渡人に留保されたものと推定されている(61条2項) 翻案権等(27条)及び二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(28条)も含めて譲渡する場合、

法律上譲渡が不可能な著作者人格権については、その権利を放棄する、又は行使しないという条項(以下「放棄・不行使条項」という。)を盛り込むことが契約実務では一般的に行われている。

このような著作者人格権の放棄・不行使条項については、著作者人格権と同様の一身専属権として憲法上認められている人格権である肖像権やプライバシー権について、放棄・不行使条項は公序良俗違反として無効になると考えられることとの対比から、その有効性についても疑義を示す見解もあるところである。

また、大学等の研究者の研究契約において、研究成果として報告書の作成が明記されている場合、大学の研究者が作成した当該報告書の著作権を研究先に譲渡する旨の条項が設けられ、その際に、著作者人格権についても放棄・不行使条項が設けられている例が少なくない¹⁾。しかし、研究者の学問的な知見に基づいて作成される研究報告書については、その著作者人格権の取扱いについても一般的な著作物とは異なる問題点があると考えられる。

本項は、一般的な著作物についての著作者人格権の放棄・不行使条項の効力についての議論を踏まえ、研究報告書を中心に研究成果に関する著作者人格権の放棄・不行使条項の効力について検討するもので



弁理士法人 深見特許事務所

〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4 中之島フェスティバルタワー・ウエスト26階
TEL (06)4707-2021 FAX (06)4707-1731 URL: <https://www.fukamipat.gr.jp/>

所長・弁理士 木原 美武
副所長・弁理士 佐々木 眞人
相談役・弁理士 深見 久郎

副所長・弁理士 荒川 伸夫
副所長・弁理士 前田 仁志

(電気情報第1部 弁理士)
鞍掛 浩文
掛川 隆信
西山 行子
田中 三輪
濱岡 小宮
渡辺 三輪
増田 三輪

井上 眞斗
上本 道正
杉本 増勝
板橋 佳久
富岩 大松
大松 梅岸

和久 裕文
大塚 裕文
山田 裕文
山田 裕文
山田 裕文
山田 裕文
山田 裕文
山田 裕文

高橋 智洋
西田 吉輝
小村 西野
前村 西野
青木 西野
荒喜 西野
喜坂 西野
長内 西野
内山 西野
星村 西野

石川 昇
原田 昇
中尾 昇
佐藤 昇
草野 昇
藤野 昇
小川 昇
藤野 昇
藤野 昇
藤野 昇

子行 昇
子行 昇
子行 昇
子行 昇
子行 昇
子行 昇
子行 昇
子行 昇
子行 昇
子行 昇

松浦 治
清山 治
河野 治
高岡 治

宮崎 博史
福山 博史
山崎 博史

久子 博史
英典 博史
典術 博史
真美 博史
美武 博史
武久 博史
久美 博史
美典 博史
典術 博史
真美 博史

(東京オフィス) 〒100-6017 東京都千代田区が間3-2-5 霞が間ビルディング17階
TEL (03)3595-2031 FAX (03)3502-2030

*特定優待法務代理店



ある。なお、以下では研究報告書は企業との研究契約に基づいて作成されるものを想定することとする。

第2 著作者人格権の放棄・不行使条項の効力

1 著作者人格権の内容

著作権法上規定されている著作者人格権には、公表権(18条1項)、氏名表示権(19条1項)及び同一性保持権(20条1項)がある。このほか、著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為について著作者人格権を侵害する行為とみなすと定めた113条11項があり、同項はあくまで違反行為を著作者人格権とみなしているだけで、違反行為を禁止する権利を定めたものではないものの、これを名誉・声望保持権と称するのが一般的であるが、字数の制約もあり本稿においては名誉・声望保持権は検討の対象外とする。

2 著作者人格権の放棄・不行使条項の効力

(1) 放棄・不行使条項の法的性質

著作者人格権の放棄・不行使条項のうち、放棄をさせるという条項の効力については学説上も検討がなされており、一般的な人格権と同質であるとするならば無効と考えられるが、現在ではあらゆる場合にすべて無効であるとする見解はなく、問題はどのような場合に効力が認められるか、あるいはその効果はどのようなものか、ということになるというのが一般的な説明である²。ただし、少なくとも著作者人格権の全てを、財産権と同様な意味で放棄可能とする解釈はとりえないとされている³。ただ、そこで展開されている議論は、権利の「放棄」と権利の「不行使」が明確に区別されていないように思われる⁴。

権利の放棄とは、例えば期間の定めのない地上権の放棄(民法268条1項)、債権の放棄(債

務の免除)(同法519条)、相続の放棄(同法939条)、遺留分の放棄(同法1049条1項)のように権利そのものの消滅を伴うものや、地役権の承役地の所有権の放棄(同法287条)のように特定の相手方への権利の移転を伴うものなどがある。

要件事実的には著作者人格権侵害(みなし侵害を含む)を理由とする損害賠償請求権(民法709条)、差止請求権(112条第1項)、名誉回復措置等の措置の請求権(115条)(以上を包括して「請求権」という。)を裁判上行使するための請求原因は、自己が著作者人格権を有すること(すなわち著作物を創作し、著作者人格権を原始取得したこと)、及び相手方の利用態様が著作者人格権に抵触することとなる。そして、著作者人格権の上記の意味での「放棄」は、権利の消滅や移転を意味するものであるから、著作者が原始取得した権利を利用行為の時点、又は裁判上の権利行使の時点で喪失しているという権利喪失の抗弁ということになる。しかし、このような意味での「放棄」は著作者人格権の一身専属権としての性質から無効であることに疑問の余地はないであろう⁵。

とすると、一般的に著作者人格権の「放棄」と称され、その有効性が議論されているものは、著作者人格権そのものではなく、著作者人格権が侵害された場合に成立する請求権を行使しないという趣旨の規定ということになるので、結局のところ「不行使」と同じということになる。要件事実的にいえば、このような意味での、「放棄」又は「不行使」は、権利者が請求権を裁判上行使しない旨の合意として、権利行使阻止の抗弁ということになる⁶。

以下では「放棄・不行使条項」とは、このような請求権に関する権利行使阻止の抗弁としての意味で用いることとし、以下、その効力について、各々の著作者人格権毎に検討することとする。

M&m[®] 弁理士法人

三好内外国特許事務所

MIYOSHI & MIYOSHI

www.miyoshipat.co.jp

東京本部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー TEL (03) 3504-3075

京都事務所 〒600-8216 京都市下京区東塩小路608-9 日本生命京都三哲ビル5F TEL (075) 353-9606

代表弁理士

会長 三好 秀和
 会 長 原 裕子
 副所長 森 太士
 上席副所長
 弁理士 廣瀬 文雄
 副所長
 弁理士 工藤 理恵
 弁理士 西澤 一生
 弁理士 松本 隆芳
 上席所長代理
 弁理士 大淵 一志

所長代理

弁理士 須永 浩子
 弁理士 加藤 澄恵
 弁理士 栗原 康浩
 弁理士 魚路恵里子
 弁理士 窪利 修
 京都事務所所長
 弁理士 安原 二良
 弁理士 河原 正子
 弁理士 渡邊富美子
 弁理士 木村 達哉
 弁理士 山本 哲朗

所長代理

弁理士 堀 雅
 弁理士 山ノ下勝広
 所属弁理士
 弁理士 桜井 隆
 弁理士 細川 覚
 弁理士 池田 清志
 弁理士 大森 拓
 弁理士 高島 信彦
 弁理士 安藤 直行
 弁理士 洞井 美穂
 弁理士 山中 裕子

所属弁理士

弁理士 鈴木 吉治
 弁理士 日野 光章
 弁理士 大熊 恵美
 弁理士 原田 雅美
 弁理士 駒場 大視
 弁理士 小川 輝
 弁理士 下田 憲次
 弁理士 小平 晋
 弁理士 高橋 敦士
 弁理士 平井 邦夫
 弁理士 前島 一夫

常勤相談役

弁理士 豊岡 静男
 参与・顧問
 弁護士 伊藤 正和
 弁理士 高橋 俊一
 弁理士 高松 俊雄
 弁理士 澤井 敬史
 弁理士 松永 宣行
 弁理士 鹿又 弘子
 中国弁理士 郝 慶芬
 弁護士 Vinit BAPAT
 韓国弁理士 吉田 正子

(2) 公表権と放棄・不行使条項

公表権は、公表されていない著作物及び著作者の同意を得ないで公表された著作物が対象であり(18条1項)、これらについて著作権譲渡をした場合には、当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供・提示することについて同意したものと推定されることになっている(同条2項1号)。そのため、著作権譲渡を伴う契約書における放棄・不行使条項は、公表権に関しては当該規定に基づく推定が覆られない旨を明確にしたものということになる。

ただし、当該推定規定により推定されるのは、譲渡の対象となった著作権の行使により、すなわち著作権の譲受人又はそこから許諾を受けた者によって公表されることについての同意である。よって、何らかの事情により、契約当事者、その承継人又はそこから許諾を受けた者等を除く第三者によって公表がなされたという場合には上記推定が及ばない結果、放棄・不行使条項に関わらず著作物人格権侵害の侵害となり、請求権の行使も可能ということになると思われる。

このように考えると、公表権に関する放棄・不行使条項自体を有効と解する意味があるのかは疑問である。

(3) 氏名表示権と放棄・不行使条項

氏名表示権については、著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示することができることとされている(19条2項)。よって、著作者名を表示する限りは氏名表示権侵害が問題となる可能性は低い。もちろん、著作者名としていかなる名称を表示するかについて侵害の成否は問題となり得るが、著作権譲渡の対象となるような著作物についてかかる問題が具体化する可能性はあまりないと考えられる。

問題は著作者名を表示しない、すなわち著作者名の表示の省略である。この点については、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができることとされている(19条3項)。著作者が放棄・不行使条項に合意している場合には、「著作者が創作者であることを主張する利益」を放棄していると評価することも可能であることから、公正な慣行に反していない限り19条3項に基づき省略することが認められるという結論になりやすいと考えられる。しかし、これは省略をしても同項に基づき氏名表示権侵害に該当しない結果請求権が発生しない(権利発生阻止の抗弁が成立する)からであって、権利行使阻止の抗弁である放棄・不行使条項の効力によるものではない。

19条3項の規定も踏まえると、放棄・不行使条項は、著作者が創作者であることを主張する利益を害し、公正な慣行にも反するような氏名表示の省略がなされた場合の請求権の行使を阻止する抗弁ということになるが、そのような場合にまで放棄・不行使条項を有効とする必要があるのか疑問である。

なお、氏名表示を省略することと、著作者ではない者の氏名を著作者として表示することは同一ではない。判例上も、氏名表示権については、著作権法上著作者が他人名義で表示することを許容する規定が設けられていないこと、著作者ではない者の実名等を表示した著作物の複製物を頒布する行為に罰則(121条)が設けられていることから、氏名表示権は、著作者の自由な処分にすべて委ねられているわけではなく、むしろ、著作物あるいはその複製物には、真の著作者名を表示をすることが公益上の理由から



知的財産の戦略強化を図ります*

弁理士法人

SINCE 1960

岡田国際特許事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号

(名古屋商工会議所ビル内)

TEL (052) 221-6141

FAX (052) 221-1239

URL <https://okada-patent.gr.jp>**河野特許事務所**

所長 弁理士 河野 英仁

〒540-0035 大阪市中央区釣鐘町二丁目4番3号

TEL 06(6944)4141 FAX 06(6920)4382

E-mail : kohno@knpt.com URL : <http://knpt.com>東京サテライト
霞が関ビル3024号室
弁理士 河野 英仁
TEL 03(5512)8115京都サテライト
京都リサーチパーク1号館1階
弁理士 野口 富弘
TEL 075(326)3327

も求められているものと解すべきであるとした上で、著作者名ではない者の氏名を表示することとした合意について無効としたものがある⁷。

(4) 同一性保持権と放棄・不行使条項

同一性保持権は、「意に反する」変更、切除その他の改変を受けない権利とされている(20条1項)。このことから、著作者が同一性保持権について放棄・不行使条項に合意している場合には、著作物に改変が加えられたとしても「意に反する」改変に該当しないとして同一性保持権侵害の成立が否定されると考える余地もある。しかし、それは、同一性保持権が「意に反する」改変を禁止する権利である結果、これに該当しない改変については権利侵害が成立せず、その結果請求権も発生しないからであり、侵害の成立により発生する請求権に対する放棄・不行使条項の効力によるものではない。事前に翻案の許諾を得て、事後に完成した翻案物の同一性保持権を行使しない旨の同意を得ることが現実には難しい場合も多いという点を指摘し、改変の許諾は事前の包括的なものにならざるを得ないとした上で放棄・不行使条項の有効性を肯定的に解する見解⁸にもみられるように、従来の議論は「意に反する」改変に該当しない結果同一性保持権の侵害が成立しない(裁判上の請求権行使の請求原因を充足しない)という問題と、同一性保持権の侵害の結果発生する請求権の裁判上の行使が認められない(権利行使阻止の抗弁が成立する)という放棄・不行使条項の効力の問題が整理されていないように思われる⁹。

さらに、同一性保持権については、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変については適用しないとという例外規定があり(20条2項4号)これに該当

する場合は「意に反する」改変を行ったとしても同一性保持権の侵害が成立せず、放棄・不行使条項が対象とする請求権も発生しないことになる¹⁰。とすると、放棄・不行使条項は、「意に反する」改変が行われ、しかも当該改変が著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる範囲を超えている場合を前提とした規定ということになる。著作物の種類や利用の態様が多様化しており、同一性保持権についても柔軟な運用を可能とするのが社会の要請であるとしても、このような改変について事前に包括的に請求権を放棄する旨の規定を有効とする必要性がどの程度のあるのか、極めて疑問である。

以上のように、放棄・不行使条項は、「意に反する」改変が行われ、またそれが「やむを得ないと認められる」範囲を超える結果、同一性保持権の侵害が成立する場合において、その法律効果として発生する請求権権利の放棄・不行使を意味するという本稿の立場を前提とする限り、その効力は無効と解さざるを得ないように思われる。放棄・不行使条項を有効とする見解は、具体的な改変の態様等を問わず、あらゆる改変行為について事前に包括的な同意をしたものと解釈をし、その結果、「意に反する」改変に該当せず、同一性保持権侵害が成立しないことになる、という趣旨の見解とは理解できるが、それは請求権の放棄・不行使を認めるものと捉えることはできない。

(5) 小括

以上のように、公表権について譲渡された著作権の行使により公衆に提供・提示されることについての同意を推定した18条2項1号、氏名表示権について氏名表示を省略できる場合について定めた19条3項、同一性保持権について「意に反する」との20条1項の文言及び「やむを得ないと

中村合同特許法律事務所

〒100-8355 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
(新東京ビル)

TEL (03)3211-8741(代)

FAX (03)3214-6358・(03)3214-6359

弁護士・弁理士・公認会計士・税理士がサポート

ユアサハラ法律特許事務所

YUASA AND HARA
(創立1902年)

弁護士 飯村敏明(第一東京弁護士会) 弁理士 青木博通

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル206号
TEL(03)3270-6641(代表) FAX(03)3246-0233(代表)

www.yuasa-hara.co.jp

認められる改変」を例外とした同条2項4号の各規定も踏まえる限り、放棄・不行使条項は無効であり、またそのように解したとしても放棄・不行使条項を踏まえた条文解釈により、これを有効とする見解が企図している目的は十分達成することができ、実務上の不都合も特にないと考えられる。

以上を踏まえて、研究成果としての研究報告書に関する放棄・不行使条項の効力について、一般的な著作物との相違点を踏まえて検討をする。

第3 研究成果としての研究報告書と著作者人格権放棄・不行使条項

1 公表権との関係

研究報告書を含む研究成果については、研究者は研究成果を公表し広く社会のその成果を還元することを目的としている一方、企業にとっては研究成果の中には秘密情報や秘匿したいノウハウが含まれていることも多いため、その双方の調整を図る目的で研究契約の中で研究成果の公表に関する条項が設けられていることが一般的である。

研究契約の中で公表権について放棄・不行使条項を設けつつ、かかる研究成果の公表に関する条項が設けられている場合には、両者は契約という単一の合意の構成要素なのであるから、公表権の放棄・不行使条項は、研究成果の公表に関する規定に従わない形で公表がなされることに対し異議を述べる権利、逆にかかる規定に従って公表がなされることを阻止することに対し異議を述べる権利の放棄・不行使を意味するものではないという、限定的な趣旨に解されることになると考えられる。

2 氏名表示権との関係

(1) 研究成果としての研究報告書の氏名表示権については、研究成果のオーサーシップとの関係が問題となる。文部科学省が策定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」¹¹においても、研究活動における不正行為の種類としてねつ造、改ざん、盗用及び二重投稿と並んで、「不適切なオーサーシップ」が掲げられており、研究成果に対しては適切なオーサーシップがなされることが要請されているところである。

研究論文に関するオーサーシップについては、国際医学委員会(International Committee of Medical Journal Editors(ICMJE))が定めている、著者としての資格は以下のすべての条件を満たす必要があるとのガイドラインに従っていることが多いとされている。

- ① 研究の構想又はデザイン、又は研究データの取得、解析、もしくは解釈に実質的に貢献した。
- ② 論文を起草、又は重要な知的内容について批評的な推敲を行った。
- ③ 発行される原稿の最終的な承認を行った。
- ④ 研究の全てについて、その正確性又は公正性に関する疑義が適切に調査され、解決されることを保証し、研究の全側面に対して説明責任を負うことに同意した。

本ガイドラインに基づき、①論文作成に全く関与していない研究メンバーを著者に加えたり、②研究に全く関与していない他者を著者に加えたり(ギフト(ゲスト)オーサーシップ)、③研究を実質的に行い本来著者となるべき者を著者から外したり(ゴーストオーサーシップ)することは不適切なオーサーシップとされる。

(2) このオーサーシップにおける著者として表示されるべき者の判断基準は、研究論文に表現されている研究成果や知見に対する貢献度という観点から設定されている。これに対して著作権法において、言語の著作物としての研究論文の保護の対象は、そこに表現されている研究成果や知見ではなく、それを具体的に文章化した文章表現であり、その文章表現を創作した者が著作者として氏名表示権者ということになる。この結果、研究論文としての文章を執筆したものの、そこに表現されている研究成果や知見に対する貢献度が認められない者は、オーサーシップとしての著者には該当しないため著者として表示することはできず、これを表示することは不適切なオーサーシップになるが、著作者としては認められるため、19条3項に基づき著作者名の省略が認められる場合に該当しない限り、著者として表示しないことは氏名表示権の侵害ということになる。

すなわち、オーサーシップとしての著者には該当しないが、著作権法上の著作者に該当する者については、その氏名を著者として表示すると不適切なオーサーシップとなり、表示しないと氏名表示権侵害になるという二律背反の状況に陥ることとなる。

逆に、研究成果や知見に対する貢献度が高く、オーサーシップとしての著者には該当するが、著作者と認められるほどの寄与が認められない者については、その氏名を著者として表示しないと不適切なオーサーシップとなり、表示すると著作者ではない者の実名等を表示した著作物の複製物を頒布する行為として刑事罰の対象となり得る(同法121条)という、やはり二律背反

の状況に陥ることになってしまうわけである。

このように、オーサーシップと著作権法上の氏名表示権は整合しないのみならず時に相反することとなる(【表】の網掛け部分)。

【表】オーサーシップとしての著者の表示と氏名表示権

著作者	著者	表示した場合	表示しなかった場合
該当	該当	問題なし。	氏名表示権侵害 不適切なオーサーシップ
該当	非該当	不適切なオーサーシップ	氏名表示権侵害
非該当	該当	著作権法121条違反の可能性	不適切なオーサーシップ
非該当	非該当	著作権法121条違反の可能性 不適切なオーサーシップ	問題なし。

(3) この問題について、ICMJEは、著者の基準の全てを満たさない貢献者については「謝辞」という形で記載すべきだとしている。具体的な貢献としては「資金の調達」、「研究グループの一般的な管理業務」、「執筆支援」、「技術的内容や文章の編集」及び「校正」が掲げられている。ただ、オーサーシップの著者に該当しない著者は、「執筆支援」、「技術的内容や文章の編集」、「校正」のいずれにも該当しないようにも思われることに加え、「謝辞」としての表示は著作者名の表示とは異なると言わざるを得ない。

また、著者が複数になる場合、誰がどのような形で研究に貢献したかを論文に明記されることが推奨されており、そこで役割分担の指標とされているのがCRediT (Contributor Roles Taxonomy) である。詳細は割愛するが、ここでは「執筆：論文草稿の作成」及び「執筆：論文草稿の校閲・編集」が掲げられている。オーサーシップの著者には該当しない著者については、これらに該当する可能性もあると思われる。

以上を踏まえると、オーサーシップとしての著者ではない著者については、「執筆者」等の形で謝辞として記載をすることや、CRediTに従い「執筆：論文草稿の作成」や「執筆：論文草稿の校閲・編集」といった表記、さらには、端的に「執筆」として表記をすることは考えられるところである。つまり、オーサーシップとしての著者と著者を区別して記載する方法である。

(4) 以上のオーサーシップの問題は、主として学術論文に関するもので、研究成果としての研究報告書が直接の対象になっているわけではない。しかし、研究報告書の内容は学術論文という形で公表

されることがあり得ることからしても、学術論文について不適切とされるオーサーシップが研究報告書だから許されるという理由はないと考えられる。

また、そもそも放棄・不行使条項はオーサーシップとしての著者の表示についてではなく、あくまで著作者人格権としての氏名表示権の放棄・不行使を意味している。従ってオーサーシップとしての著者の表示と氏名表示権に基づく著者の表示が明確に区別されていれば、氏名表示権の放棄・不行使条項はオーサーシップとしての著者の表示とは直接の関係はないということになる。しかし、実際には両者は明確に区別されず、一体のものとして扱われていることが多く、その結果氏名表示権についての放棄・不行使条項はオーサーシップとしての著者の表示がなされなくても異議を述べないという趣旨に理解されている節がある。

以上のように、氏名表示権に関する放棄・不行使条項はオーサーシップとの関係で問題があるといえる。

(5) まず、放棄・不行使条項の結果、オーサーシップとしての著者として表示されないことを許容した場合、研究を実質的に行い本来著者となるべき者を著者から外したことになるので、前述のゴーストオーサーシップという不適切なオーサーシップとなる。また、別の者を著者として表示した場合には、論文作成に全くかかわっていない者を著者に加えたり、又は研究に全く関与していない他者を著者に加えたという意味でギフト(ゲスト)オーサーシップという不適切なオーサーシップとなる。そして、放棄・不行使条項に軽々に合意をすることは、これらの不適切なオーサーシップを研究者自身が容認したとして、研究者不正としての非難を受けることになる可能性もある。

そこで、研究契約上は放棄・不行使条項に合意をすとしても、研究報告書について不適切なオーサーシップは行わない、あるいは放棄・不行使条項はあくまで著作者人格権に関するものであり、不適切なオーサーシップを行わないことを求める権利については本条項の影響は受けない旨を明記することが検討されるべきであろう。

3 同一性保持権との関係

(1) 上述のように、同一性保持権の放棄・不行使条項は無効と解されるものの、改変行為に対する事前の包括的な合意があるものとして「意に反する」改変に該当しないことになるという結論を導く余地はある。しかし、研究報告書についてこ

のような解釈をすることは認めがたいであろう。

研究報告書は研究内容、実験等の結果に基づき、研究担当者の学問的な知見から論理的に一定の結論や見解を導き出したものである。その研究や実験等の内容、前提となる知見、結論に至る論理について、不適切・不正確な改変や、歪曲等が行われ、研究報告書の内容自体が本来の趣旨とは異なるものとなるような改変が行われると、研究担当者、さらにはその所属する機関の名誉、声望を害することになりかねない。

極めて簡潔な内容に要約するなど、そもそも著作物としての利用に該当しないような態様の場合はともかく、著作物としての研究報告書の利用を伴う場合には、具体的な態様を問わずあらゆる改変について事前に包括的な同意をするということは合理的意思としてあり得ないと考えられる。

とすると、放棄・不行使条項がある場合においても、事前の合意が認められるのは研究報告書の内容や趣旨の正確性を損ない範囲での改変であり、その範囲を超える改変については「意に反する」改変ということになり、またこの場合の同一性保持権侵害により発生する権利について放棄・不行使条項の効力は認められないことになる。

第4 おわりに

著者は現在早稲田大学知的財産本部の法務コーディネーターを兼務している関係で研究契約に触れる機会が多いが、企業側から提示される研究契約においては、研究報告書等について27条及び28条を含む著作権譲渡、そしてそれに伴い著作者人格権の放棄・不行使条項が盛り込まれていることが極めて多い。そして、企業側も大学側も、本稿で述べた研究成果に関する放棄・不行使条項の問題点はあまり意識していないという印象を受ける。

本稿が、研究成果に関する放棄・不行使条項の問題、さらに放棄・不行使条項の法的性質について共通の前提に立った上でのその効力に関する議論の契機になれば幸いである。

成される研究報告書である。

- 2 中谷信弘「著作権法第4版」有斐閣600頁
- 3 前掲中山604頁
- 4 「仮に著作者人格権の放棄が認められないとすると、場合によっては改変に同意しておきながら後からそれを撤回することも可能」となるという指摘もあるが(前掲中山601頁)、具体的な利用態様を踏まえた著作者人格権に基づく「同意」は、権利そのものの消滅や移転を伴うものではないという意味で、本稿で検討している「放棄」とは異質なものである。このように、放棄・不行使条項の効力をめぐる従来の議論は、その前提となる「放棄」の意味が統一的なものとなっていないように思われる。
- 5 仮にかかる意味での「放棄」を認めた場合は、著作者の死亡後の人格的利益の保護に関する規定(60条)に関しても、「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為」に該当しないという理由で適用がないことになり、その結果著作者の死後の遺族の権利(116条1項)も認められないことになる。
なお、名誉声望保持権を含め、著作者人格権に関するみなし侵害行為(113条1項)などは放棄の対象となる権利を定めているわけではないのであるから、放棄をしたとしてもこれらの規定に該当する行為が著作者人格権侵害とみなされなくなるわけではないと考えられる。
- 6 放棄・不行使条項をこのように解釈すると、放棄がなされた著作者人格権について侵害行為に該当する行為が行われた場合には119条2項1号の罪が、営利を目的として放棄がなされた著作者人格権侵害とみなされる行為を行った者については120条の2第5号の罪がそれぞれ成立し、著作者が放棄をしていたという事情は情状として考慮されることになる。
- 7 知財高裁平成18年2月27日判決裁判所Webサイト
- 8 前掲中山644頁
- 9 この点は、本稿のように放棄・不行使条項を同一性保持権そのものの放棄・不行使ではなく、同一性保持権侵害に基づく請求権の行使を阻止する権利行使阻止の抗弁と位置付けていないことにもよるものと思われる。
- 10 要件事実的には請求原因は成立するものの、請求原因事実と両立する事実により請求権が発生しないという意味で、権利発生阻止の抗弁という位置づけになると考えられる。
- 11 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afiedfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

¹ 大学の紀要に投稿される論文については、大学に著作権を譲渡する例が少なくないが、この場合は27条及び28条に規定する権利は特掲されておらず、また著作者人格権の放棄も規定されていないことが多い。学術論文の出版物への掲載に際し著作権譲渡が求められる場合も同様である。その結果、著作者人格権の放棄・不行使条項が問題となるのは主に研究契約に基づき作